

## 大阪市規則第76号

大阪市中央卸売市場業務条例南港市場施行規則の一部を改正する規則

大阪市中央卸売市場業務条例南港市場施行規則（昭和47年大阪市規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
附 則 <u>（関連事業者の数の最高限度の特例）</u> <u>第3条 令和6年6月1日から令和7年3月</u> <u>31日までの間における第25条の規定の適用</u> <u>については、同条中「加工業 3」とある</u> <u>のは「加工業 4」とする。</u>	附 則  [新設]
備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。